

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 14日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市南浜7番地
氏 名 J F E 条鋼株式会社 鹿島製造所
取締役 所長 稲村 信二
電話番号 0299-90-5200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	J F E 条鋼株式会社 鹿島製造所
事業場の所在地	茨城県神栖市南浜7番地
計画期間	令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

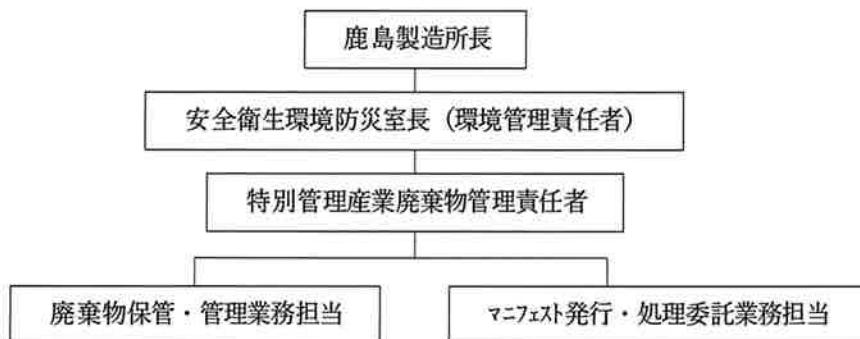
①事業の種類	鉄鋼業		
②事業の規模	売上高 226億3千6百万円(前年度実績)		
③従業員数	325名		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【発生工程】 製鋼(電気炉) ⇒ 排ガス ↓ 圧延 ↓ 製品</p> <p>【処理委託業者工程】 還元焙燒 ↓ 水洗・焼成・焼結・蒸留 ↓ 亜鉛製品、亜鉛原料</p> <p>↓ ばいじん ↓ <u>処理委託</u></p>		

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	—
排出量		5, 040 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	—
排出量		5, 500 t	t
(今後実施する予定の取組)			
製鋼（電気炉）生産量により、ばいじん排出量は左右されるため、今後も現状の取り組みを継続し、発生量抑制に努める。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじんは、集塵機ホッパーよりコンベアーにて造粒設備のタンクへ搬送され、造粒設備にてペレット状にし、造粒タンクに備蓄され造粒タンクホッパーより運搬車両に積込むため、他の廃棄物と混合されることはない。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	—
	全処理委託量	5, 040 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	5, 040 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>処理業許可証を含む適正な契約書の取り交し、現地訪問による処理状況調査を実施している。</p> <p>また、電子マニフェストを採用すると共に、処理の適正な実施および処理業許可証の有効期限の確認を確実にするため、管理システムを導入しチェック漏れを防止している。</p>			

		【目標】			
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん	—	
		全処理委託量	5, 500 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	5, 500 t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
(今後実施する予定の取組)					
現状の管理体制および実施項目を継続していく。					
電子情報処理組織の使用 に関する事項		【前年度（令和5年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		5, 040 t	
		(今後実施する予定の取組等) 新たに委託契約を結ぶ際には、条件として電子情報処理組織に加盟している処理委託業者および収集運搬業者を選定する。 または、電子情報処理組織に加盟して頂く。			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。